

令和8年度 鴨島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)・(2)
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)・(4)
04	電特-01・02	電気設備工事特記仕様書(1)・(2)
05	E-01	配置図・付近見取図・外灯設備図(改修後)・(改修前)(鴨島浄水場)
06	E-02	管理棟 電灯設備図(改修後)(鴨島浄水場)
07	E-03	管理棟 電灯設備図(改修前)(鴨島浄水場)
08	E-04	ポンプ室棟・次亜塩素室棟 電灯設備図(改修後)・(改修前)(鴨島浄水場)
09	E-05	照明器具参考姿図(鴨島浄水場)
10	E-06	配置図・付近見取図(川島浄水場)
11	E-07	外灯設備図(改修後)・(改修前)(川島浄水場)
12	E-08	管理棟 1階・2階電灯設備図(改修後)(川島浄水場)
13	E-09	管理棟 1階・2階電灯設備図(改修前)(川島浄水場)
14	E-10	屋外倉庫棟 電灯設備図(改修後)・(改修前)(川島浄水場)
15	E-11	照明器具参考姿図(川島浄水場)

工事名：令和8年度嶋島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

営繕工事共通仕様書

1. 工事概要

- 工事名称

令和8年度嶋島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

2. 工事場所

吉野川市嶋島町、川島町

3. 建物概要

建物名称	嶋島浄水場			川島浄水場	
	管理棟	次亜塩素棟	ポンプ室棟	管理棟	屋外倉庫棟
構造・規模	RC造 1階	CB造 1階	S造 1階	RC造 2階	S造 1階
敷地面積					
延床面積	112(m2)	5,7(m2)	16,5(m2)	300(m2)	54(m2)
消防法施行例表第1の区分	15項				

4. 工事種目

種目	工事概要
照明設備	図示照明器具の更新工事一式
撤去工事	図示位置の不要な照明器具の撤去工事一式

5. 猛暑を考慮した工期

- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹_ 地点

気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹_ 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものと(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

猛暑による作業不能日数を見込んでいない。

- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹_ 地点

気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹_ 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものと(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づ(特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標準仕」とい。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」とい。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」とい。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事整理指針 令和7年版(以下「整理指針」とい。)
- 建築改修工事整理指針 令和7年版
- 電気設備工事整理指針 令和7年版
- 機械設備工事整理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から①に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コンパス)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けこと。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成16年10月1日吉野川市告示第46号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」とい。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施

工事名：令和8年度嶋島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

1. 施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び提示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の提示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に提示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事で電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、掘削、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの菜台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡をとり、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながら直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- 受注者は、足場を設置する場合は相立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に設置せず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により区画を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあつて労働災害、公衆災害の事故リスクに対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破壊させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破壊防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破壊する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- 輸送災害の防止

受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について両面を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

- 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に關し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
- さし枠整備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠整備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章「一般共通事項「建設発生土の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章「一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出證書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出證書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

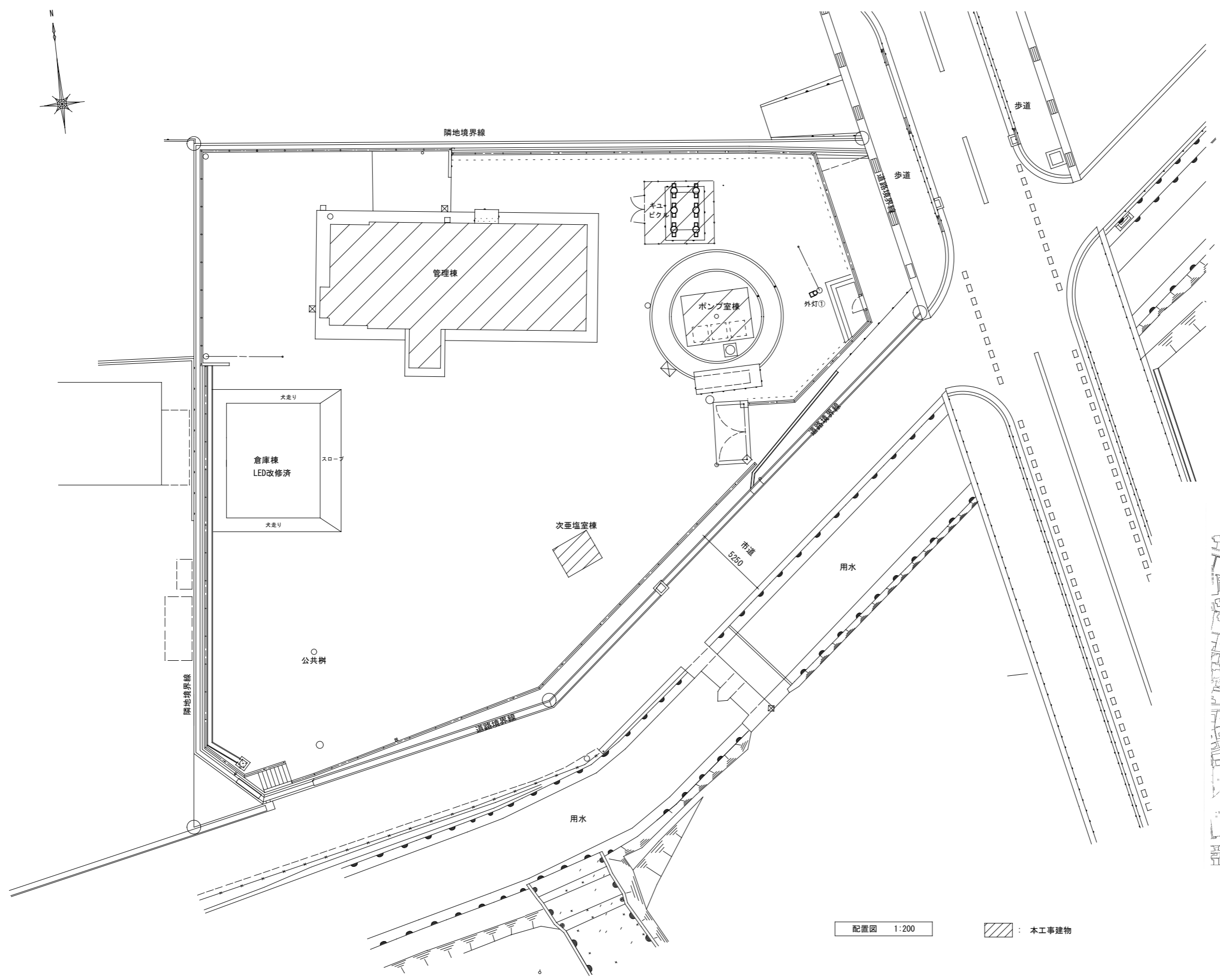
- アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものを使用していないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とすること。
- 既存の分析調査結果の貸与 (あり ・ なし)

事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。

- 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。 ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日まで登録されたものをいう。
- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- 建設リサイクル法通知済証の提示

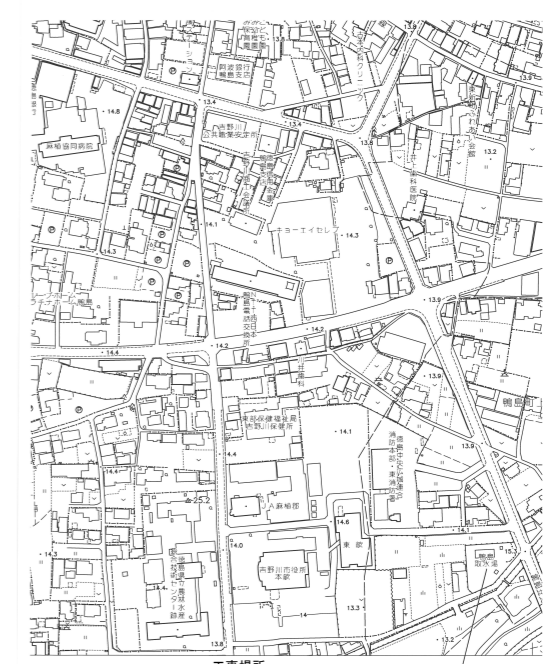


外灯 ① 改修前	
松下電工 100V 20W×1 灯	1
YF21439	
安定器 FZ 20111299	

屋外キュービクル 改修前	
松下電工 100V 10W×1 灯	6
FA11021Z	
安定器 FZ 10111248	

外灯 ① 改修後	
LBF2RP-10	1

屋外キュービクル 改修後	
LGM80290 LE1 (パナソニック相当品)	6



工事場所
鴨島取水場：吉野川市鴨島町上下島瀬跡ノ元26-1

配置図 1:200

▨ : 本工事建物

付近見取図

物置1 ①	
LSS1-4-23	2
照明受け脚 金属加工プレート(1個用)	1

物置2 ①	
LSS1-4-23	2
照明受け 1P15A×2 取付枠付	
金属プレート(1個用) はさみ金具	1
ケーブル EEF1.6-3c 既設接続継手	

物置3 ②	
LSS10-2-30	1

西玄関 ①	
XLX130NENJ LA9 (パナソニック相当品)	1

廊下 ①	
XLX130NENJ LA9 (パナソニック相当品)	1

物置4 ①	
LSS10-4-23	1

便所 ①	
LGM85017U (パナソニック相当品)	1

電気室 制①~制⑫ 制御盤	
LGM80290 LE1 (パナソニック相当品)	12

電気室 ①~⑥	
LSS10-4-37	6

機械室(2) ①	
LSS1-2-30 片反射笠付	1

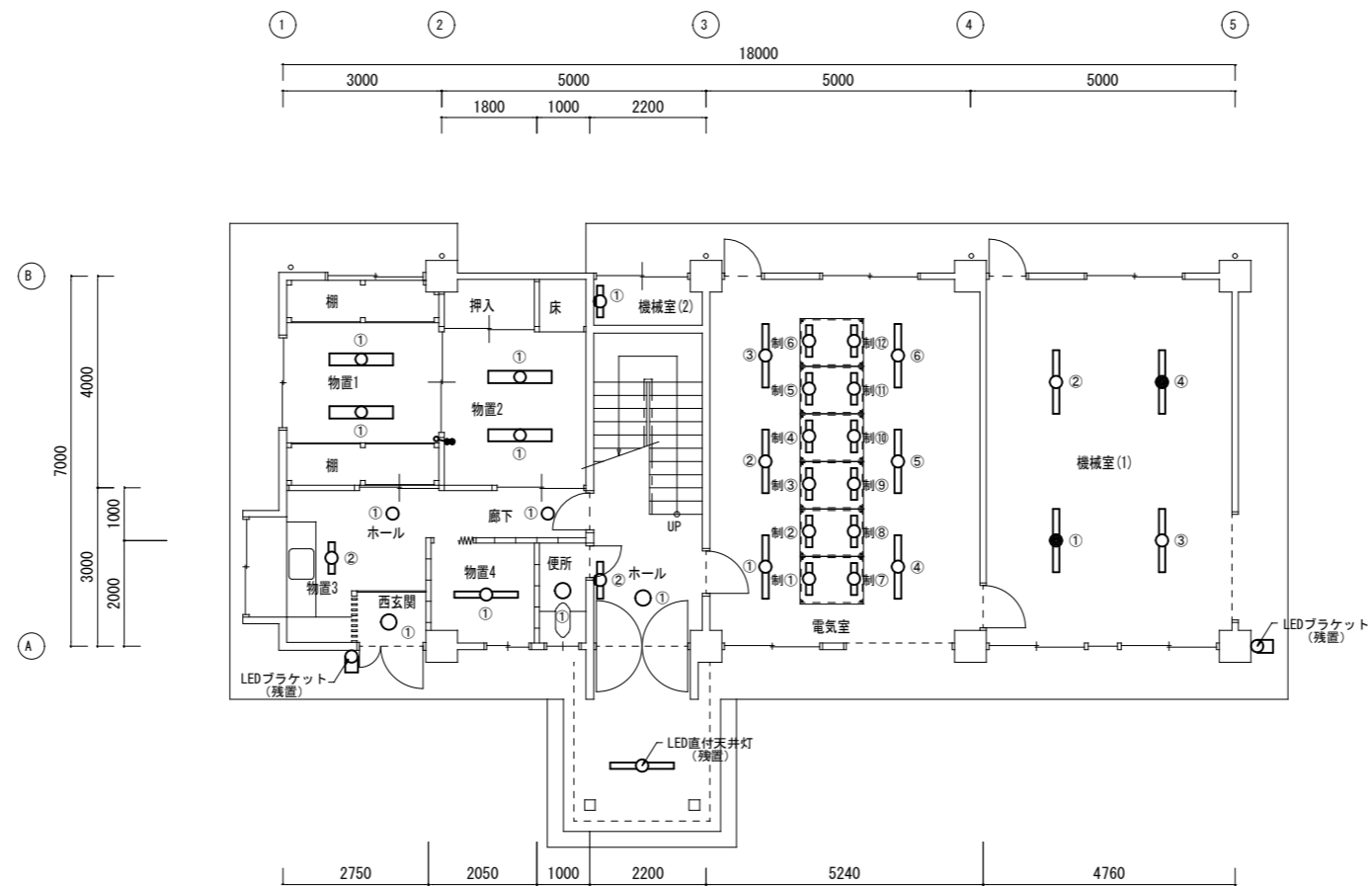
機械室(1) ①④ 常用・非常灯兼用	
K1-LSS10-4-65	2

ホール ① 西玄関側	
XLX130NENJ LA9 (パナソニック相当品)	1

便所前 ②	
LBF3MP/PP-2-13	1

ホール ①	
XLX130NENJ LA9 (パナソニック相当品)	1

機械室(1) ②③	
LSS10-4-65	2



凡例

記号	名称	摘要
○	直付天井灯	盤内灯舎
●	直付天井灯	常用・非常灯兼用
◐	壁付灯	ミラーライト・流し元灯舎
○	天井灯	

- 作業概要
1. 管理棟及び屋外建物（滅菌室・倉庫棟他）のLED化されていない照明器具の改修を行う。配線は既存のままとする。
 2. 物置1・2のスイッチの位置を変更する。物置1から撤去物置2へ新設取付けする。配線は既設線接続替えとする。
 3. 既設配線を流用するため絶縁測定を行い不良配線は盛替工事を行う。配線の盛替えが必要な場合は、これに要する費用は設計変更対象とする。
 4. 施工前に現地調査を十分に行い施工すること。

管理棟 電灯設備図(改修後) 1:100

物置1 ①	
松下電工 100V 40W×2 灯	2
FA42284K	
安定器 FZ 40311043	1
照明ｽｯﾌﾟ 1P15A×2	
金属ﾌﾟﾚｯﾄ (1個用)	

物置2 ①	
松下電工 100V 40W×2 灯	2
FA42284K	
安定器 FZ 40311043	

物置3 ②	
松下電工 100V 20W×1 灯	1
FA21012	
安定器 GX 21011MA-2	

西玄関 ①	
白熱灯 100V 60W×1 灯	1

物置4 ①	
東芝 100V 40W×1 灯	1
FHT-41307N-PM9	
安定器 FMB 326221	

廊下 ①	
松下電工 100V 30W×1 灯	1
HA325	

便所 ①	
白熱灯 100V	1

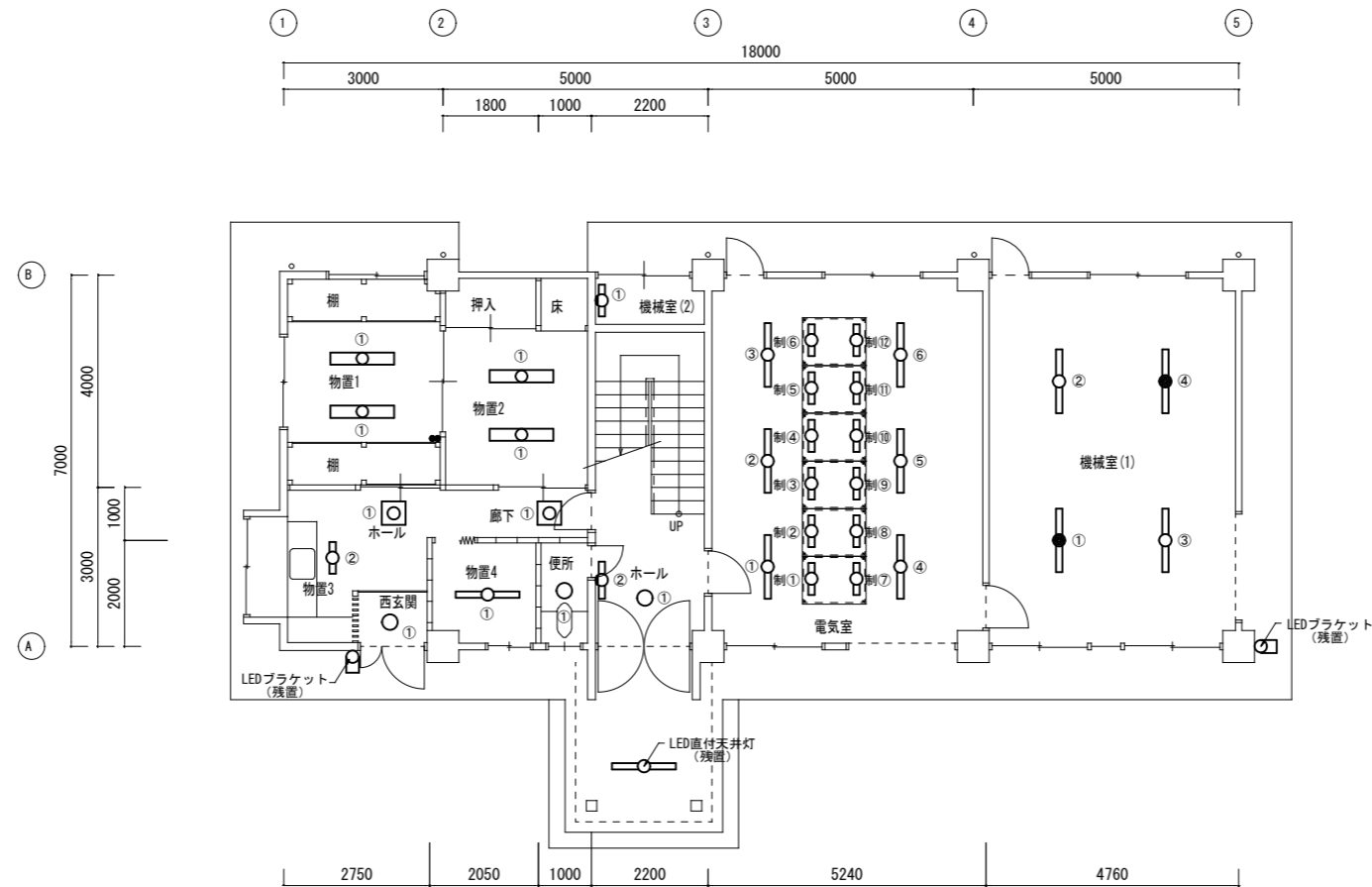
電気室 制①～制⑫ 制御盤	
松下電工 100V 10W×1 灯	12
FA11021Z	
安定器 FZ 10111248	

電気室 ①～⑥	
松下電工 100V 40W×1 灯	6
FA41225	
安定器 FZ 40111044	

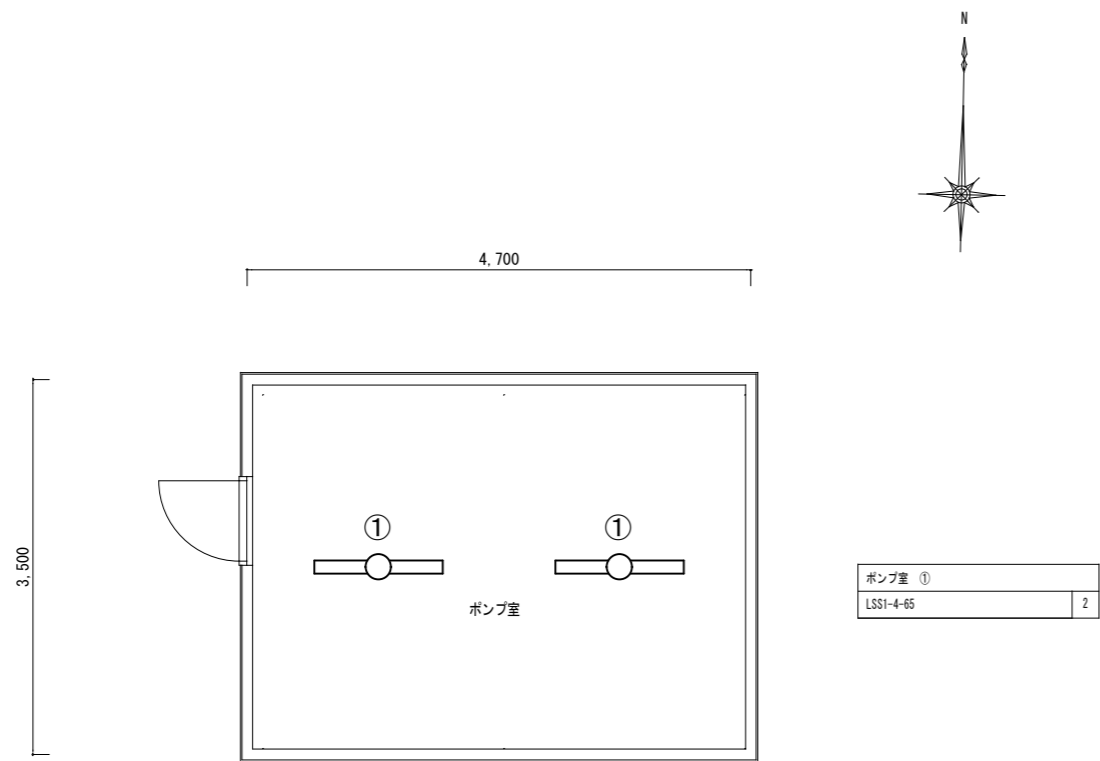
機械室(2) ①	
松下電工 100V 20W×1 灯	1
HW704	
安定器 GP 2011LA-4	

機械室(1) ①④	
松下電工 100V 40W×1 灯	2
FF41055	
非常灯兼用	
安定器 FF 41055	

機械室(1) ②③	
松下電工 100V 40W×1 灯	2
FA41225	
安定器 FZ 40111044	

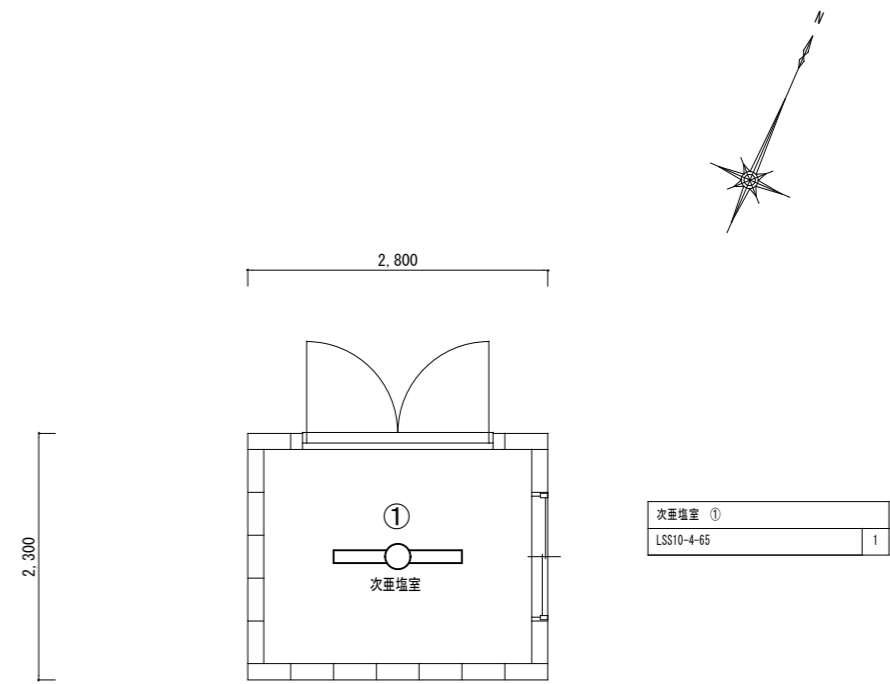


管理棟 電灯設備図(改修前) 1:100



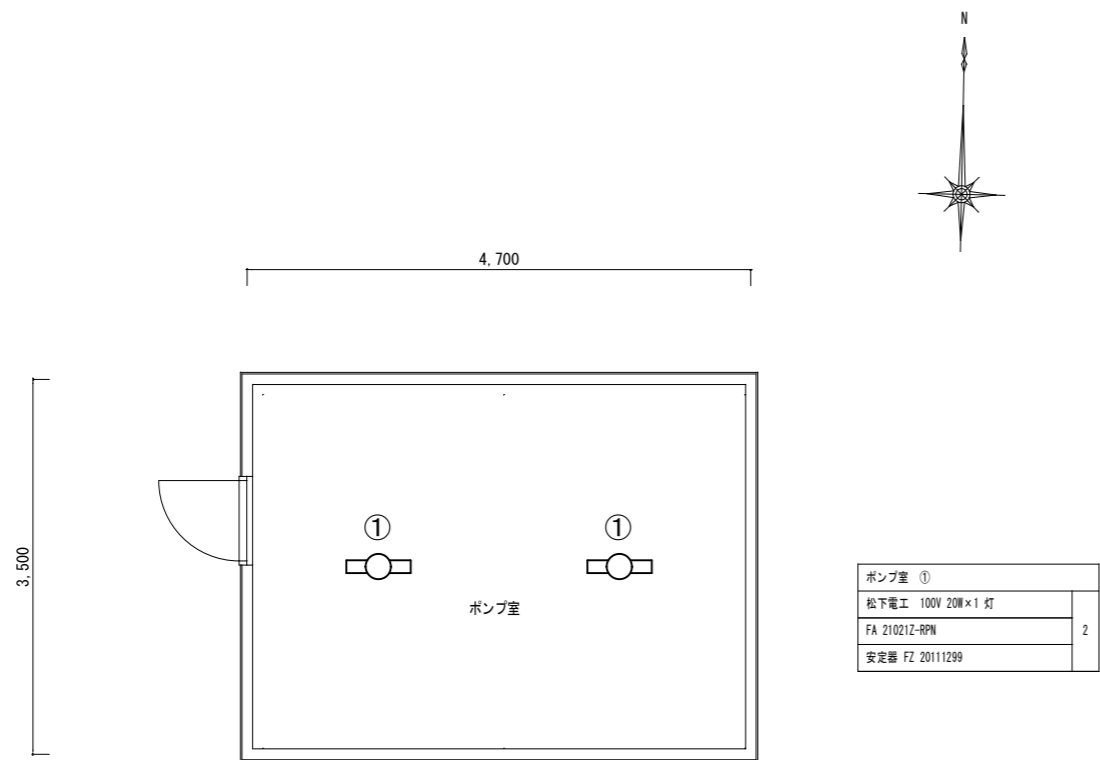
ポンプ室 ①	
LSS1-4-65	2

ポンプ室棟 電灯設備図(改修後) 1:50



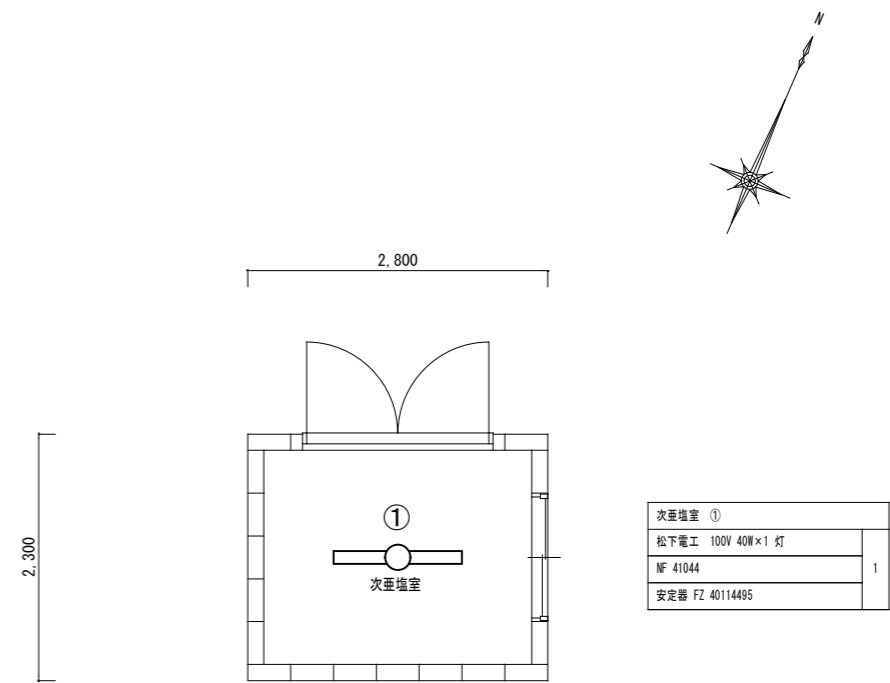
次亜塩素室 ①	
LSS10-4-65	1

次亜塩素室棟 電灯設備図(改修後) 1:50



ポンプ室 ①	
松下電工 100V 20W×1 灯	2
FA 21021Z-RPN	
安定器 FZ 20111299	

ポンプ室棟 電灯設備図(改修前) 1:50



次亜塩素室 ①	
松下電工 100V 40W×1 灯	1
NF 41044	
安定器 FZ 40114495	

次亜塩素室棟 電灯設備図(改修前) 1:50

鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3
管理建築士1級198828号 鎌倉和敏

年月日
2025.09

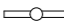
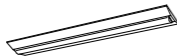


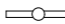

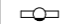
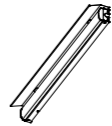



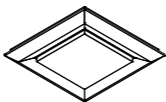





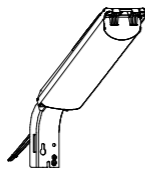
工事名称
令和8年度鴨島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

図面番号

縮尺 (A2) 1:50
(A3) 1:70

図面名称
ポンプ室棟・次亜塩素室棟 電灯設備図(改修後)・(改修前)
(鴨島浄水場)

E — 04

 直付天井灯 LSS10-4-65 LSS10-4-37 LSS10-4-23 LSS10-2-30 	 直付天井灯 常用・非常灯兼用 K1-LSS10-4-65 	 直付天井灯 LSS1-4-65 LSS1-4-23 	 壁付灯(片反射笠付) LSS1-2-30 
 直付天井灯(盤内) LGW80290 LE1(パナソニック相当品)  <p>昼白色(5000K)、Ra83 器具光束540lm、消費電力6.1W、電圧100V 壁付型、防雨型 拡散タイプ、ツマミネジ方式 カバー:アクリル(乳白) プラスチック(ホワイト)</p>	 直付天井灯 XLX130NENJ LA9(パナソニック相当品)  <p>スクエア光源タイプ、一般光源ユニット、3000lmタイプ 消費電力20.5W、電圧100~242V 調光タイプ(約10~100%) 本体:調板(高反射白色粉体塗装)、枠:調板(高反射白色粉体塗装) 点灯ユニット(カバー):ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83</p>	 シーリングライト LGW85017U(パナソニック相当品)  <p>電球色(2700K)、Ra80 器具光束696lm、消費電力7W、電圧100V 防湿型、ネジ込み方式、天井直付型・壁直付型 カバー:プラスチック(乳白)、(ホワイト) 光源寿命40000時間(光束維持率70%)</p>	 ウォールライト LBF3MP/RP-2-13 
 外灯 LBF2RP-10 			

鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3
管理建築士1級198828号 鎌倉和敏

年月日
2025.09

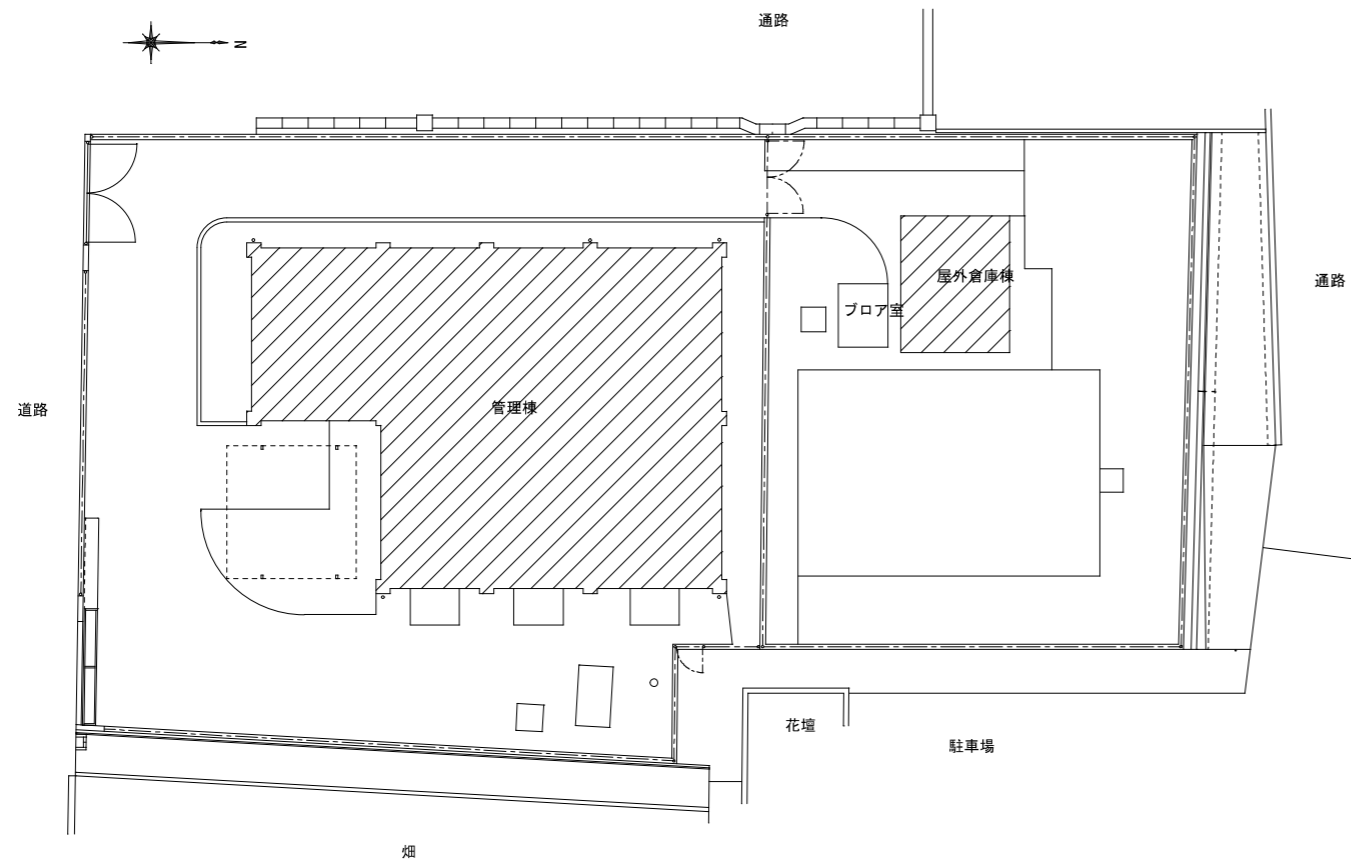
工事名称
令和8年度鴨島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

図面番号

縮尺 (A2) NO SCALE
(A3) NO SCALE

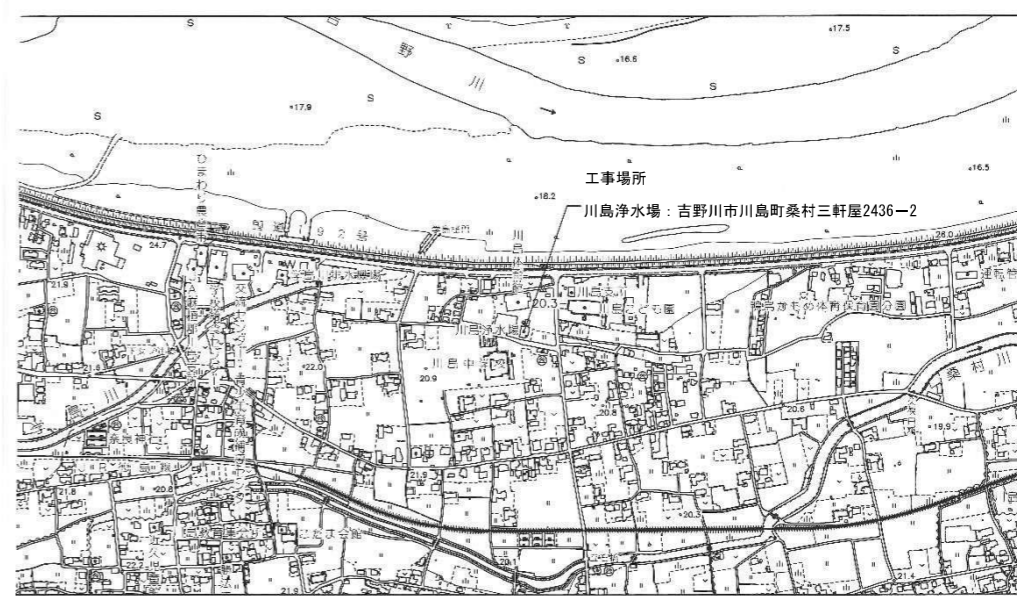
図面名称
照明器具参考図(鴨島浄水場)

E 05



配置図 1:200

▨ : 本工事建物



付近見取図

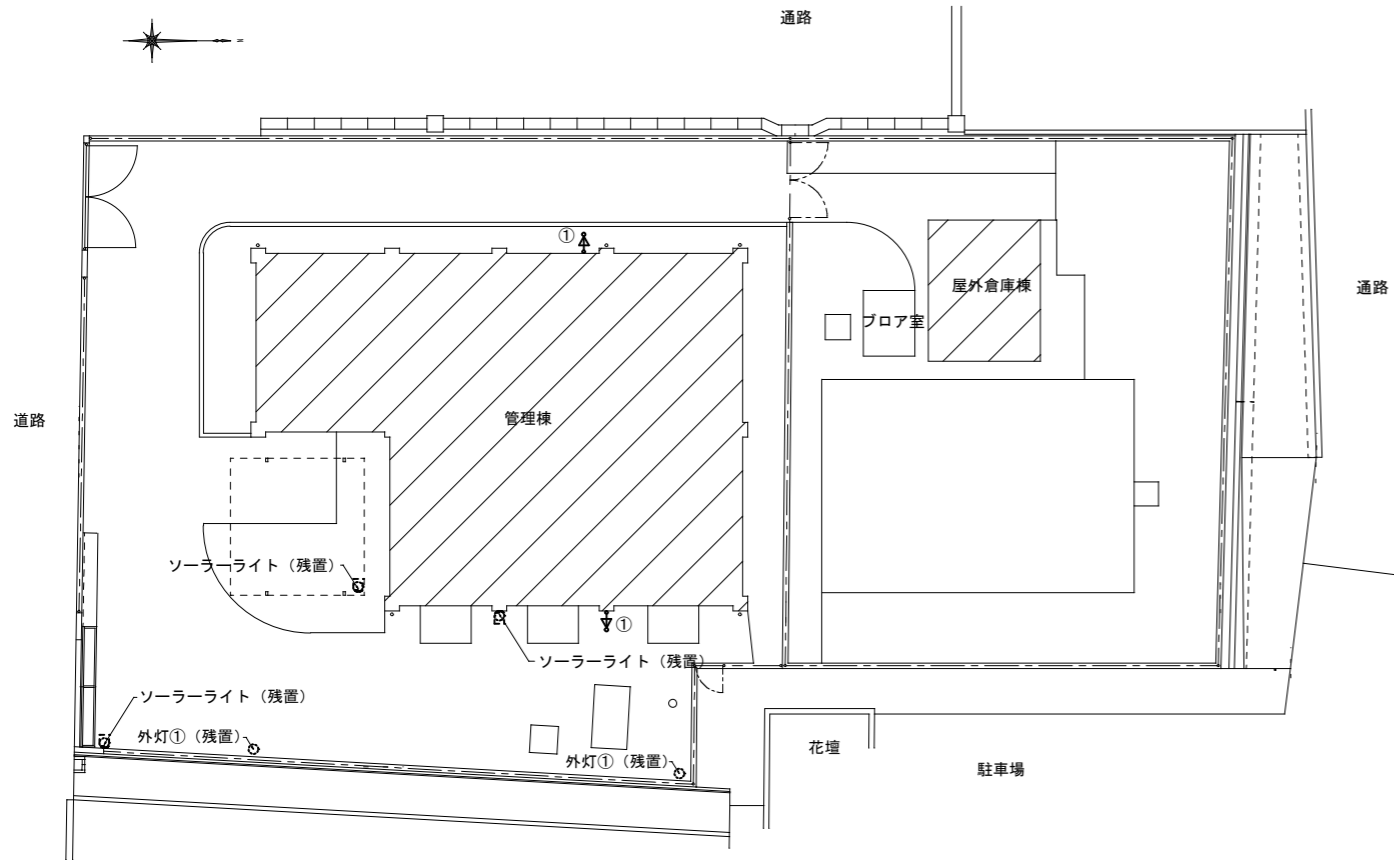
		鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3 管理建築士1級198828号 鎌倉和敏		年月日 2025.09 縮尺 (A2) 1:200 (A3) 1:282	工事名称 令和8年度鴨島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事 図面名称 配置図・付近見取図	図番番号 E-06
--	--	---	--	--	---	-----------

凡例

記号	名称	摘要
○	直付天井灯	盤内灯舎
▨	埋込天井灯	
⊗	埋込天井灯	
○	壁付灯	ウォールライト、シーリングライト含
○	壁付灯	ミラーライト
○	壁付灯	ブラケットライト
⊗	ポールライト	コンクリート基礎
◁	投光器	アーム付含

作業概要

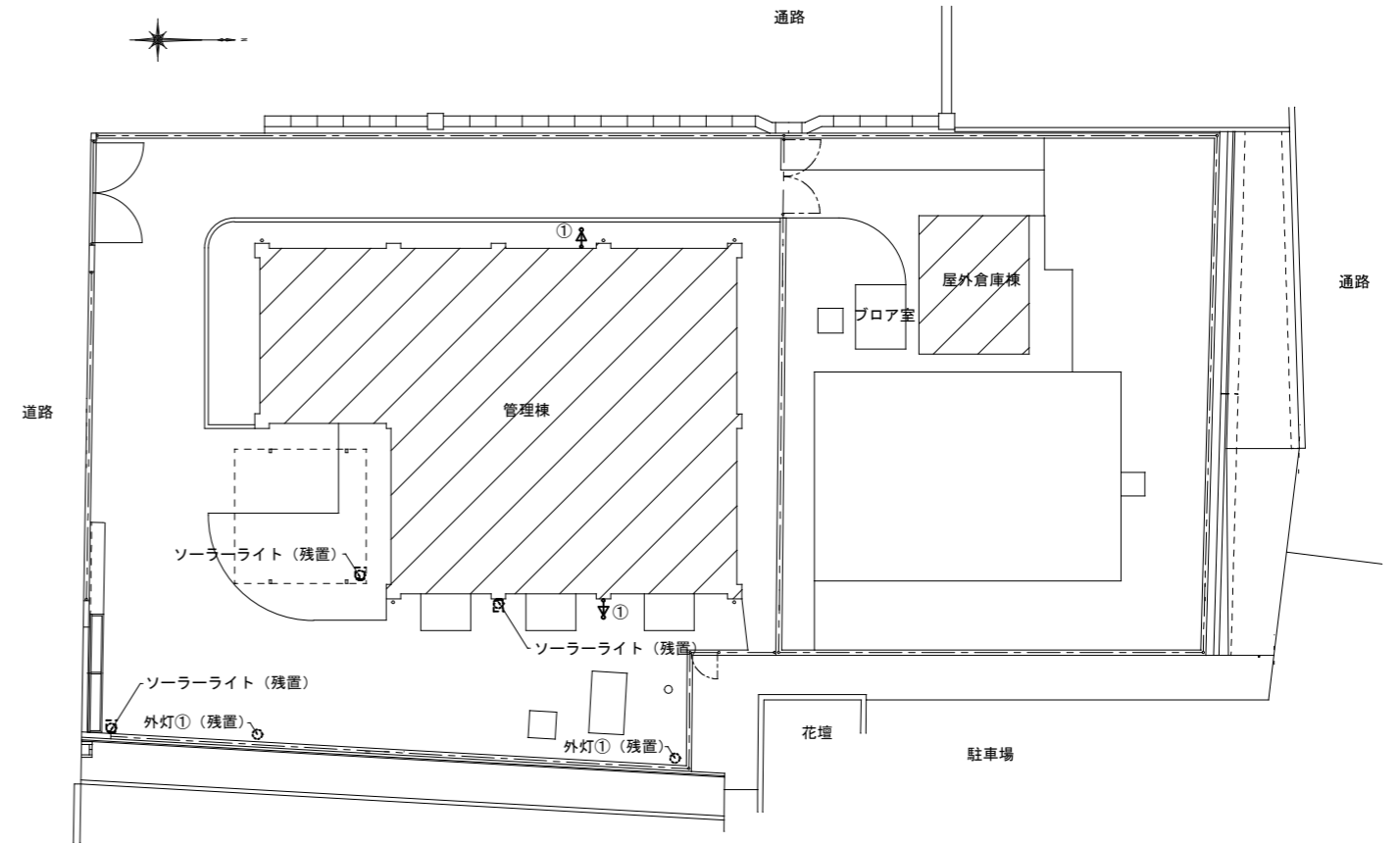
1. 管理棟、屋外倉庫棟及び外灯のLED化されていない照明器具の改修を行う。配線は既存のままとする。
2. 既設配線を流用するため絶縁測定を行い不良配線は盛替工事を行う。配線の盛替えが必要な場合、これに要する費用は設計変更対象とする。
3. 埋込器具の既存吊りボルトで長さが足りない場合は、吊りボルトの取替え又は中間金具を使用して調整すること。
4. 施工前に現地調査を十分に行い施工すること。



屋外電灯設備図(改修後) 1:200

▨ : 本工事建物

屋外 ①	
NYS15240K LE9-DYDX4027 (アーム)	2
(パナソニック相当品)	

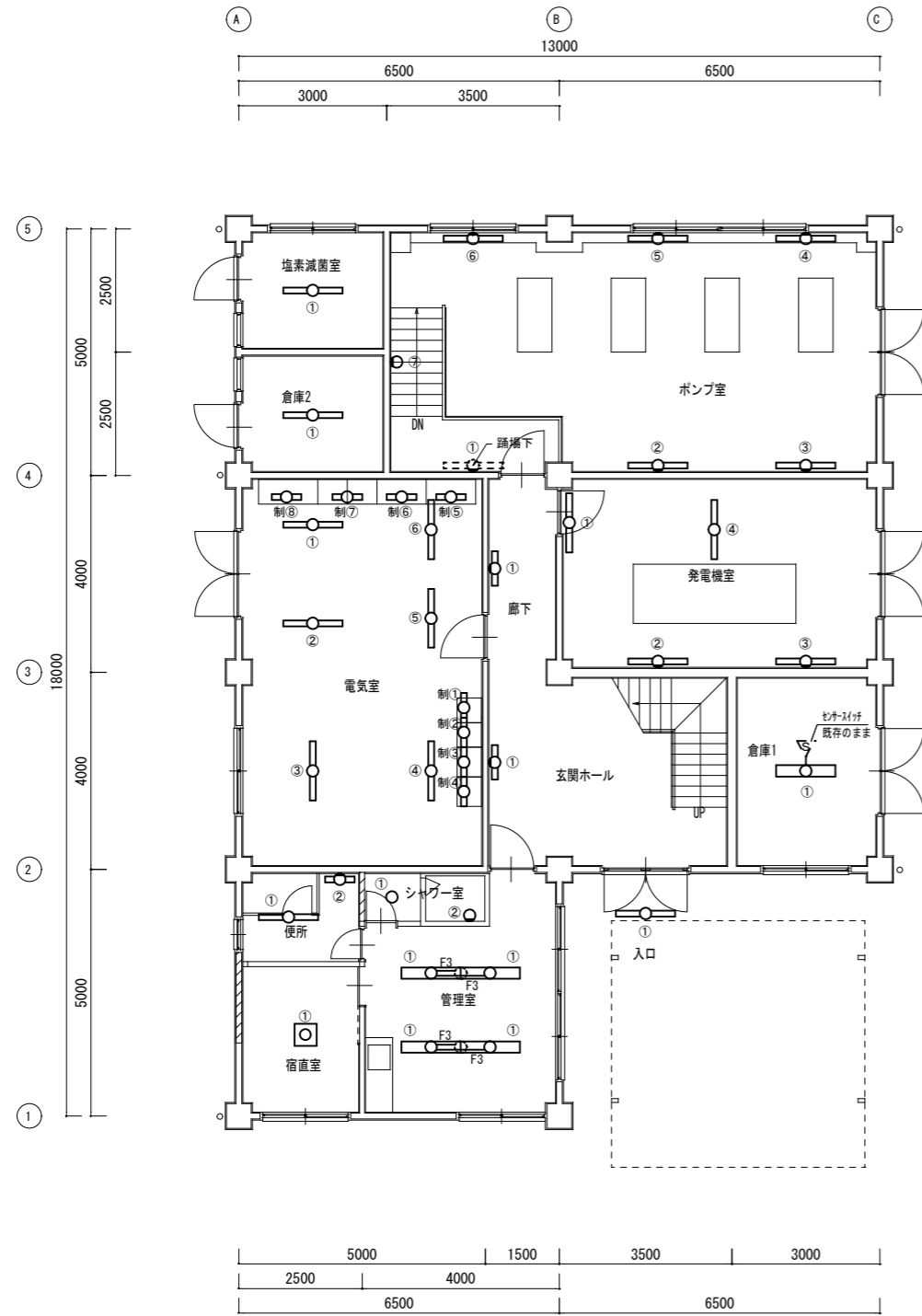
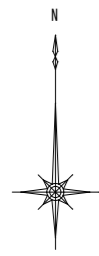


屋外電灯設備図(改修前) 1:200

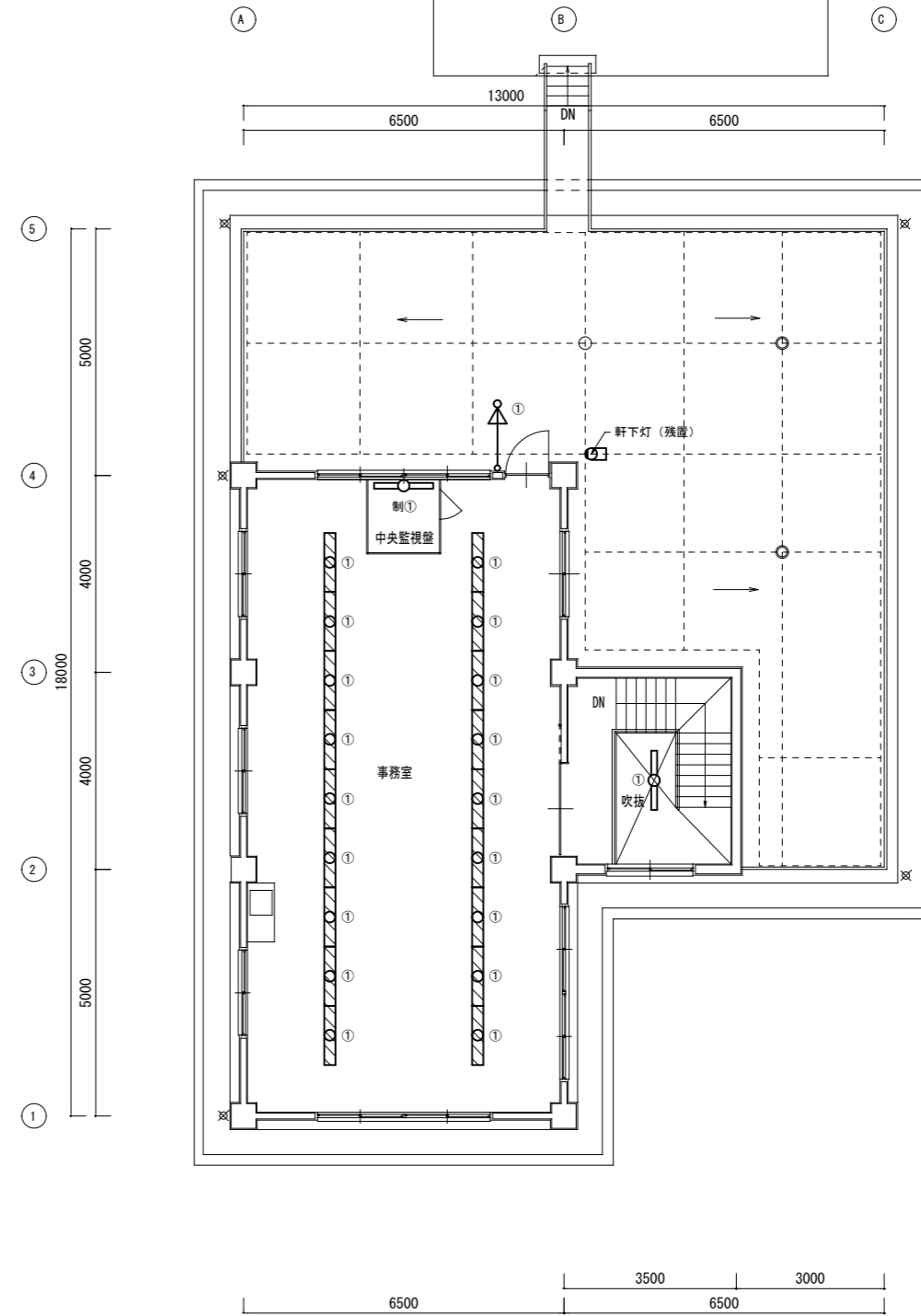
▨ : 本工事建物

屋外 ①	
レフランプ 135W×1 灯 (8'-1'付)	2
水銀灯YA58825+7-4YK25179K+8'-1' YK25160	

電気室 制①～制⑧ 制御盤 LGM80290 LE1 (パナソニック相当品) 8	倉庫2 ① LSS10-4-65 1	塩素減菌室 ① LSS10-4-65 1	ポンプ室 ⑦ 階段 LGM47124 CE1 (パナソニック相当品) 1	ポンプ室 ②～⑥ LSS10-4-48 片反射笠付 5	ポンプ室 ① 踊り場下 LSS10-4-48 片反射笠付 1	発電機室 ④ LSS10-4-48 1	発電機室 ①～③ LSS10-4-37 片反射笠付 3	廊下 ① LSS1-2-15 2	玄関入口 ① 庇 LBF3MP/PP-4-26 1
電気室 ①～⑥ LSS10-4-37 6	便所 ① LSS10-4-48 1	便所 ② ミラーライト LBF3MP/PP-2-13 1	シャワー室 ① 脱衣 LGM85017U (パナソニック相当品) 1	宿直室 ① LSS10-4-80 1	管理室 ① LSS10-4-48 4	倉庫1 ① LSS10-4-48 1	事務室 ① LRS20-4-65 18	事務室 制① 中央監視盤 LSS1-4-30 1	吹抜 ① (ローリングタワー使用) LSS10-4-65 1
			シャワー室 ② LGM85017U (パナソニック相当品) 1					2階屋外 ① NYS15240K LE9+DYDX4027 (アーム) (パナソニック相当品) 1	



管理棟1階 電灯設備図(改修後) 1:100



管理棟2階 電灯設備図(改修後) 1:100

電気室 制①~制⑧ 制御盤	
NEC 100V 10W×1 灯	8
W-1114-B	
安定器 FBB-11L-U10	

倉庫2 ① n'47 吊	
東芝 100V 40W×1 灯	1
安定器 FRH4011MB	

塩素減菌室 ① n'47 吊	
東芝 100V 40W×1 灯	1
安定器 FRH4011MB	

ポンプ室 ⑦ 階段	
白熱灯 100V 60W×1 灯	1

ポンプ室 ④~⑥	
松下電工 100V 40W×1 灯	3
安定器 FZ40311043	

ポンプ室 ①~③	
東芝 100V 40W×1 灯	3
安定器 FBH40110B	

発電機室 ④	
岩崎 100V 40W×2 灯	1
安定器 F41GLD1B-3	

発電機室 ①~③	
東芝 100V 40W×1 灯	3
安定器 FBH40110B	

倉庫1 ①	
松下電工 100V 40W×1 灯	1
既存のままで	1

廊下 ①	
松下電工 100V 20W×1 灯	2
HI 21180	
安定器 FZ 20111299	

玄関入口 ① 庇	
松下電工 100V 40W×1 灯	1
FBC 2RP-401	
安定器 FZ 40114418	

電気室 ①~⑥	
東芝 100V 40W×1 灯	6
FR-4100-100B	
安定器 FBC-401148	

便所 ①	
松下電工 100V 20W×1 灯	1
FA21305	
安定器 FZ 20111299	

便所 ② ミラーライト	
松下電工 100V 15W×1 灯	1
HW 1129T-R7	
安定器 FZ 15111294	

シャワー室 ① 脱衣	
白熱灯 100V 60W×1 灯	1

宿直室 ①	
松下電工 100V 20W×3 灯	1
HA6276	
安定器 FZ 20111299	

管理室 ①	
松下電工 100V 40W×2 灯	2
安定器 FZ 40413491	

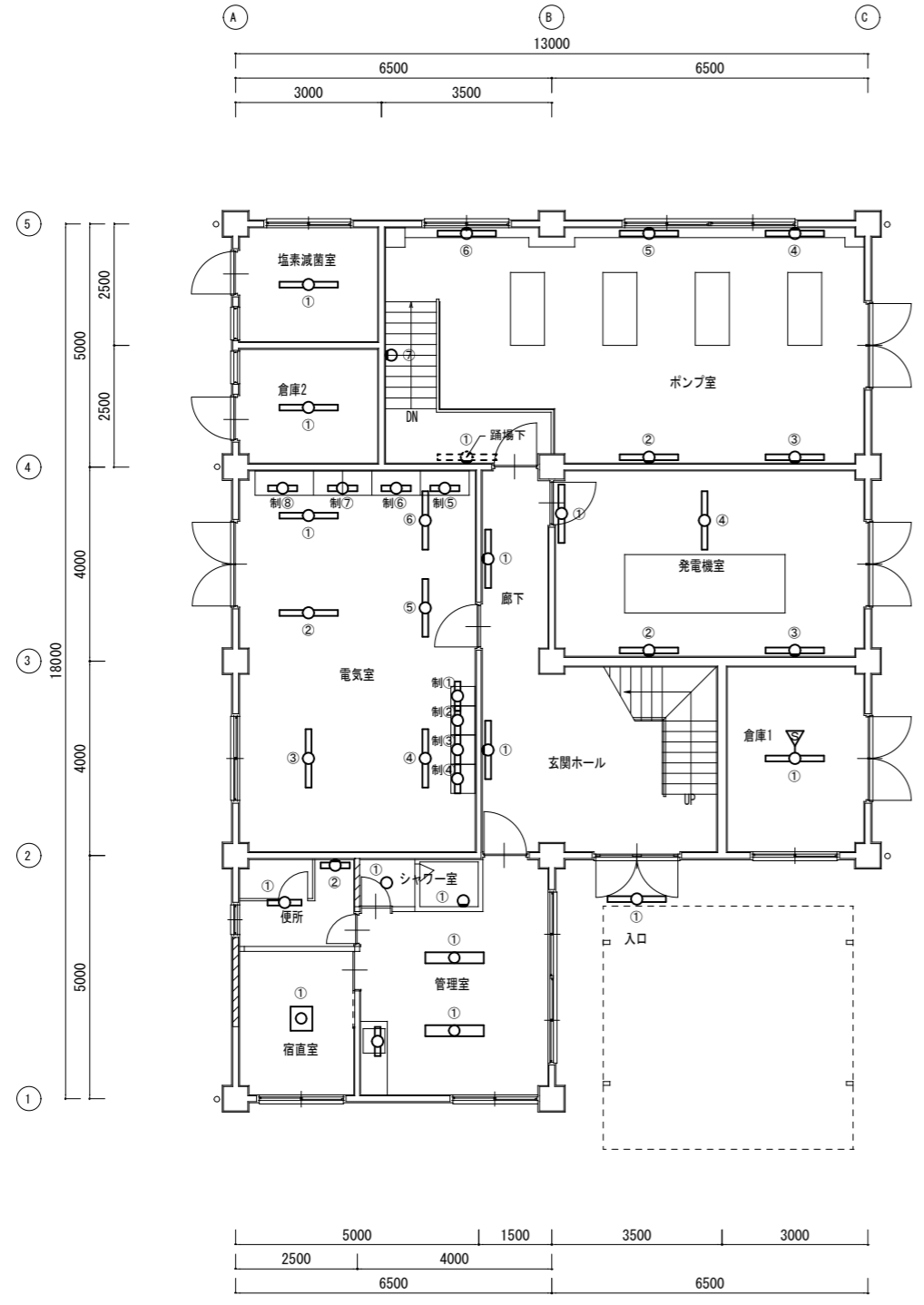
事務室 ② 流し元灯	
丸普通電機 100V 15W×1 灯	1
TFD-0044	
安定器 FCB-1574-C	

事務室 制① 制御盤	
三菱 100V 20W×1 灯	1
安定器 FGN-20LJ	

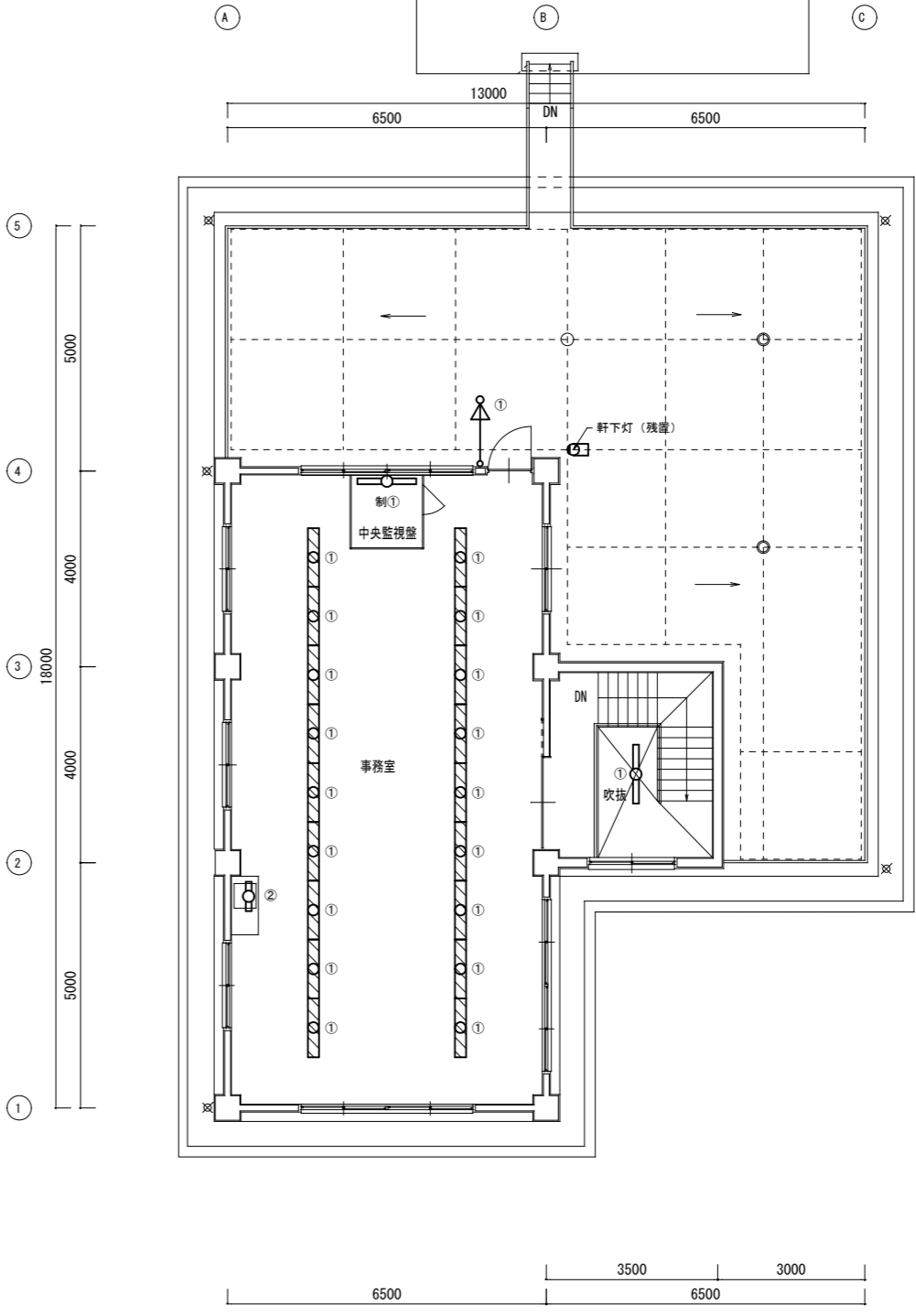
事務室 ①	
松下電工 100V 40W×2 灯埋込	18
FA 42630K	
安定器 FZ 40413490	

吹抜 ① (ローリングタワー使用)	
松下電工 100V 40W×1 灯	1

2階廊外 ①	
レフランプ 135W×1 灯 (h'-d'付)	1
水銀灯 YA58825-7-LYK25179K-h'-d' YK25160	



管理棟1階 電灯設備図(改修前) 1:100



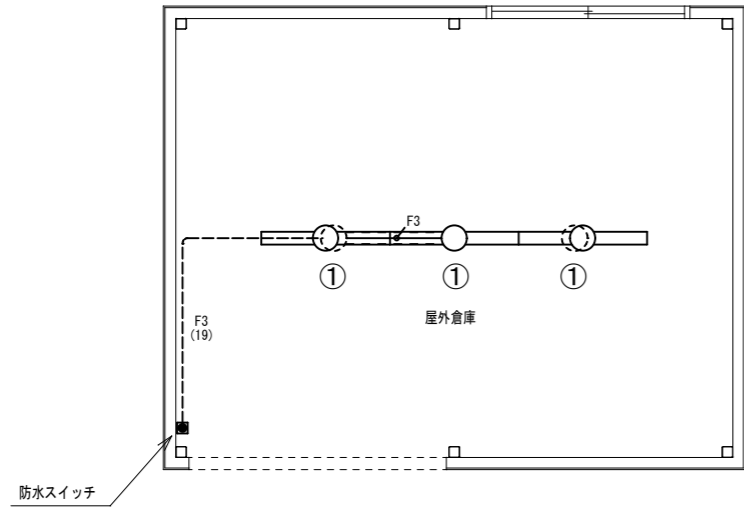
管理棟2階 電灯設備図(改修前) 1:100



屋外倉庫 ①	
LSS10-4-65	3
形鋼用吊り針支持金具×2	

5,300

4,200

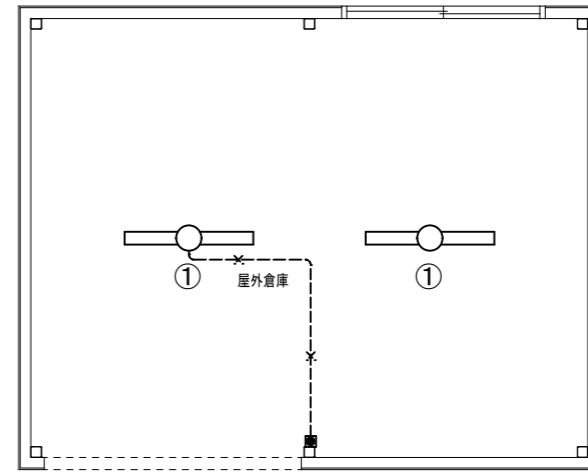


屋外倉庫棟 電灯設備図(改修後) 1:50

屋外倉庫 ①	
松下電工 100V 40W×1 灯	2
安定器 FZ 40111048	

5,300

4,200



屋外倉庫棟 電灯設備図(改修前) 1:50

配線表

記号	名称	摘要
F3	ケーブル	EM-EEF1.6-3C(1E) 1E:接地線
F3(19)	ケーブル	EM-EEF1.6-3C(1E、E19) 1E:接地線

鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3
管理建築士1級198828号 鎌倉和敏

年月日
2025.09

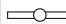

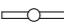
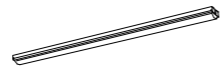
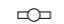

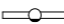
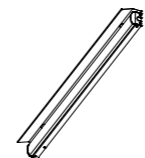


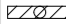
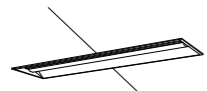

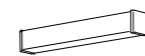
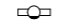
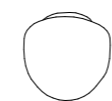
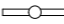


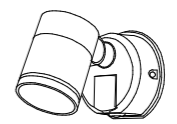


工事名称
令和8年度鴨島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

図面番号

E — 10

縮尺
(A2) 1:50
(A3) 1:70

図面名称
屋外倉庫棟 電灯設備図(改修後)・(改修前)(川島浄水場)

 直付天井灯 LSS10-4-65 LSS10-4-48 LSS10-4-37 	 直付天井灯 LSS1-4-30 LSS1-2-15 	 直付天井灯(盤内) LGW80290 LE1 (パナソニック相当品)  <small>昼白色 (5000K)、Ra83 器具光束540lm、消費電力6.1W、電圧100V 壁面付型、防雨型 拡散タイプ、ツマミネジ方式 カバー：アクリル(乳白) プラスチック(ホワイト)</small>	 壁付灯(片反射笠付) LSS1-4-48 LSS1-4-37 	 直付天井灯 LSS15-4-80 
 埋込天井灯 LRS20-4-65 	 ミラーライト LBF3MP/RP-2-13 	 シーリングライト LGW85017U (パナソニック相当品)  <small>電球色 (2700K)、Ra80 器具光束696lm、消費電力7W、電圧100V 防湿型、ネジ込み方式、天井直付型・壁面付型 カバー：プラスチック(乳白)、(ホワイト) 光源寿命40000時間(光束維持率70%)</small>	 ウォールライト LBF3MP/RP-4-26 	 ブラケット LGWC47124 CE1 (パナソニック相当品)  <small>昼白色 (5000K)、Ra83 器具光束710lm、消費電力9.3W、電圧100V 集光タイプ、防雨型、ネジ込み方式、PaPIRa・明るさセンサー付 アルミダイカスト(シルバーメタリック) パネル：アクリル(透明) 可動範囲上下90度、回転方向330度 点灯照度調整機能付</small>
 投光器 (アーム付) NYS15240K LE9 (パナソニック相当品)  <small>LED内蔵、電源ユニット内蔵、防雨型・防塵型・耐湿型、広角タイプ配光 光束9500lm、消費電力68.2W、電圧100~242V 昼白色、5000K、Ra70光束維持時間60000時間(光束維持率80%) 本体：アルミ(シルバーメタリック) パネル：ポリカーボネート(透明つや消し) 保護等級IP65、耐風速60m/s 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：15KV</small>				

鎌倉建築設計事務所

徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3
管理建築士1級198828号 鎌倉和敏

年月日
2025.09

工事名称
令和8年度鴨島浄水場・川島浄水場施設照明LED化工事

図面番号

E — 11

縮尺 (A2) NO SCALE
(A3) NO SCALE

図面名称
照明器具参考図 (川島浄水場)